

# 平成27年9月3日開催教育委員会会議記録

## 1 開会・閉会等について

日 時	平成27年9月3日(木) 午後3時00分					
場 所	教育委員会室					
開 会	午後3時00分					
閉 会	午後3時35分					
出席委員						
委 員 長	横	井	利	男		
委 員	雁	部	隆	治		
委 員	阿	部	博	道		
委 員	坂	根	慶	子		
教 育 長	横	山	信	雄		
説明のために出席した職員						
教育委員会事務局次長	後	藤	隆	宏		
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩	佐	一	郎		
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高	橋	宏	幸		
学 務 課 長	須	藤	浩	司		
指 導 室 長	月	田	行	俊		
生涯学習課長	岡	本	香	織		
スポーツ振興課長	佐	久	間	英	樹	
ひきふね図書館長	石	原	恵	美		

## 2 議題について

### (1) 議決事項

第1 議案第66号 平成28年度墨田区立小・中学校募集人数について

### (2) 報告事項

第1 吾嬭第二中学校特別支援学級(固定制)の開設について

第2 すみだ生涯学習センター別館の臨時休館について

第3 墨田区立八広図書館の臨時休館について

第4 平成27年度図書館・図書室の蔵書点検に伴う休館について

### 3 会議の概要について

**横井委員長** ただ今から教育委員会を開催します。本日の会議録署名人は坂根委員にお願いいたします。

#### 議決事項第1

議案第66号「平成28年度墨田区立小・中学校募集人数について」を上程する。

**学務課長** 提案理由としましては、墨田区学校選択制度実施要綱第4条に基づき決定する必要があるということです。第4条としましては、学校選択にかかる募集人数は、各区立学校ごとに教育委員会が別に定めるとされていることから付議するものでございます。平成28年度の学校選択制の募集人数の判断基準について、まずご説明いたします。小学校1年生につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務標準法に基づき35人学級としてございます。中学校1年生につきましては、義務標準法上40人編制であるため40人学級としてございます。ただし、東京都は昨年度から独自の措置として、35人対応加配を行っているため昨年同様の通知があった場合には、施設上余裕のある学校については原則35人で学級編成することとしております。募集人数の考え方ですが、例年指定校変更や転入児童・生徒等で学校の定員を超えないように、小学校1年生については学級数×35名、中学校1年生については学級数×40名の総数から、あらかじめ20名を引いて対応しているものでございます。8月1日現在の住民基本台帳上の対象児童数を元に、学校の適正規模、小学校については12～18クラス、各学年2～3クラス、または余裕教室の状況により算定しています。2クラスであれば50名、3クラスであれば85名を募集人数としています。ただし、住民基本台帳上の人数がこの数値を上回る場合は、住民基本台帳上の人数と同数としています。中学校については、4～6クラスを適正規模としていまして、4クラスが140名、5クラスが180名、6クラスが220名のいずれかを募集人数としております。小学校と同様に住民基本台帳上の人数がクラス数の数値を上回る場合は、住民基本台帳上の人数と同数としております。具体的な学校ごとの内訳です。二葉小学校と曳舟小学校と八広小学校については募集中止とさせていただきたいと考えています。二葉小学校については、住民基本台帳上の人数が前年比5名減の106名となっていて、既に3クラスの105名募集の適正規模上限の人数を超えています。また、学区域内に学童クラブが新設され、指定校変更による入学者の増加が想定されるため、選択停止とするものです。曳舟小学校については、住民基本台帳上の人数は昨年比7名減の56名ですが、この学区域内には再開発に伴い大型マンションが建設され、本年12月には233戸の大型マンションの入居が開始されるという状況です。集合住宅における出現率から算定すると、約5名程度の転入が想定され、また兄弟関係の指定校変更も勘案すると65名ということ、また私立学童クラブも学区域内にあるということで、選択停止とするものです。八広小学校については、住民基本台帳上の人数は10名減の122名ですが、3クラス編成の105名の適正規模の上限を超えているということで、選択停止とするものです。それ以外の小学校で、50名ないし85名を除く学校の緑小学校・錦糸小学校・柳島小学校・業平小学校・横川小学校については、住民基本台帳上の人数とさせていただきます。中学校については、選択停止とする学校はありません。桜堤中学校と吾嬭立花中学校については、適正規模の上限人数を超えています。他の学校に流れる傾向がありますので住民基本台帳上の人数で差支えないと判断しております。説明は以上です。

**横井委員長** 先日、防災訓練で中川小学校に行きました。マンションが新しく出来ていたのですが、最初の説明の際に中川小学校がなくなるというような説明が、マンション業者からあったらしいです。そのために、最初の年は児童が集まらなかったが、今は集まるようになったという話がありました。曳舟の再開業者にも誤解のないようにしていただきたいと思います。

**横井委員長** それでは、議決事項第1・議案第66号「平成28年度墨田区立小・中学校募集人数について」は、原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

### 報告事項第1

「吾孺第二中学校特別支援学級(固定制)の開設について」、学務課長が次のとおり説明する。

**学務課長** 吾孺第二中学校に来年度から1クラスの固定級の特別支援学級を創設します。障害種別としては、知的障害です。開設理由としては、区北部地域には特別支援学級のある寺島中学校や墨田中学校がありますが、年々特別な支援が必要な知的障害がある生徒が増加しており、このためこの地域における特別支援教育環境を充実させるために、吾孺第二中学校に新たに1学級開設することです。施設整備等の進捗状況ですが、11月から2月にかけて、現校舎にて特別支援教室の改修工事を行います。来年の4月に、原則として新1年生を対象として現校舎で授業を開始、12月には新校舎に移り授業を行うという日程になっています。周知方法としては、9月に小学校の特別支援学級の固定級に在籍している児童の保護者に通知を行うほか、就学相談を受けている小学校6年生の保護者にも随時チラシを配付することと、来年の1月に教育広報誌「いきいき」に掲載を行う予定としております。報告は以上です。

**横井委員長** 報告承りました。

### 報告事項第2

「すみだ生涯学習センター別館の臨時休館について」、生涯学習課長が次のとおり説明する。

**生涯学習課長** 臨時休館をする日ですが、来年2月23日から3月7日の14日間です。なお、前日の平成28年2月22日は、第3月曜日ですので定例の休館日となっています。臨時休館する理由としては、生涯学習センター別館の受変電設備の改修のため、全館を停電とする必要があり、このため臨時に休館日を設け工事を実施するものです。根拠法令としては、すみだ生涯学習センター条例施行規則第10条です。区民への周知方法ですが、2月分の使用申込みの抽選が10月15日から始まりますので、その前に、区のお知らせ10月1日号とすみだ学習ガーデン情報誌「みらい」10月号、並びに区のホームページに掲載してお知らせをする予定です。報告は以上です。

**阿部委員** 別館というのは、生涯学習センターの建物のどの部分ですか。

**生涯学習課長** 曳舟駅の近くにある別の建物です。

**阿部委員** 分かりました。

### 報告事項第3

「墨田区立八広図書館の臨時休館について」、ひきふね図書館長が次のとおり説明する。

**ひきふね図書館長** 臨時休館日にする期間は、平成28年1月22日から2月14日までの24日

間です。休館する理由は、八広図書館の受変電設備の改修のため、全館を停電する必要があり、そのため館内の全システムが使えず、また臨時の窓口を設けることもできないため、閉館することとなります。根拠法令としては、墨田区立図書館運営規則第4条となります。区民への周知方法は、区のお知らせ12月1日号及び区のホームページに掲載します。

**横井委員長** 報告承りました。

#### 報告事項第4

「平成27年度図書館・図書室の蔵書点検に伴う休館について」、ひきふね図書館長が次のとおり説明する。

**ひきふね図書館長** 実施目的としては、図書館全体の蔵書の実態を把握し、資料を速やかに利用者へ提供できるようにするため、また蔵書の更新・蔵書の構成の基礎資料を作成するため、さらに財産管理を行うためになります。対象はICチップがついている全資料になります。休館期間としては、一斉休館とならないように平成27年11月30日より12月20日までに6館を分けて実施します。1館あたりについては、4日～6日となっております。順番については、ひきふね図書館、緑図書館、立花図書館、梅若橋コミュニティ会館図書室、横川コミュニティ会館図書室、女性センター情報資料コーナーの順になります。なお、八広図書館については、受変電設備改修工事後に続けて実施します。東駒形コミュニティ会館図書室については、現在大規模改修工事期間中のため、今年度は実施しません。また、旧あずま図書館書庫にある資料についても、ひきふね図書館に移送作業中のため、今年度の実施はありません。

**横井委員長** ICチップがついていない資料というのは、どういうものですか。

**ひきふね図書館長** 廃棄対象の資料や、ICチップがはずれてしまったような資料です。

**横井委員長** 例えば、貴重品とかではないのですね。

**ひきふね図書館長** 違います。

**坂根委員** 白書等は「禁帯出」となっていますが、それにもついているのですか。

**ひきふね図書館長** ついています。

#### その他

**坂根委員** 報告です。9月1日に学校の防災訓練を視察してきました。その際気付いたことで提案があります。災害時に学校運営のことが問題になると思います。その場合、二通りのケースが考えられます。児童在校時の被災で、かなり大きな災害の場合、近隣の住民が学校に来ることが考えられますが、住民と児童の両方に対処できるのかということ、学校に備蓄している児童用の飲料水や食糧と、学校に避難してくる住民のための備蓄はどうなっているか、備蓄場所が学校によって異なるということ、学校の重要書類がある部屋の管理はどうしているの等です。児童在校時以外の場合は、重要書類の部屋に鍵をかけて誰かが管理をしなければならない、近隣の住民が避難してきた場合に勝手に入られては困るとかです。在校時間外ですと自治会やPTAの会長が中心に管理運営をされると考えられますが、その学校の鍵とかを学校側とどのように懇談しているかということを考えました。近隣住民が不安で来ることが考えられますが、そういう時に児童がいる場合といない場合のマニュアルを学校と近隣住民の自治会・PTAの方たちと作っているのかを伺いたいです。マニュアルがあるとしたら、それをこの先どういう形で共有化していくということを考えています。

**庶務課長** 学校防災計画は、庶務課から学校へ標準形を示して、学校防災計画を各学校ごとに作成してもらっております。学校防災計画に組織体制から諸々のマニュアルを作成し、坂根委員からご指摘していただいたことは学校防災計画に盛り込んであります。大地震が墨田区で発生した時には、庁舎に本部が立ち上がります。区長を筆頭に、本部の指令に基づいてすべて動くということになります。避難所としては、小学校が第1次の避難所になります。中学校が第2次の避難所となります。学校の現場で、現実にはどのように対応していくかということになりますが、学校防災計画に基づいて対応しつつ、区の防災体制では教職員は別枠になっていますので、区と学校で協力・連携しながら対応していく形になると思います。備蓄の件については、学校に地域の方のための防災備蓄倉庫というのを防災課が設けております。それは、地域の避難民の方のためのものになります。そのほかに学校を事業所という扱いで、帰宅困難者が3日はその場に留まれるようにするという国の方針に基づいて、教職員及び児童・生徒を帰宅困難者の対象とし、平成26年度から4か年をかけて各学校に3日分の備蓄を防災課とは別に設けるために、順次整備中です。ご指摘のように、学校は教室も足りないですし、なかなか保管場所もないということで、各学校に備蓄倉庫の場所を設けさせてほしいということで照会をかけて、空きそうな部屋や使用していない部屋を把握して、それに基づき現実的に置ける場所に配備していくということになっています。いざとなった時は、防災課の方で保管している備蓄も防災課と連携しながらシェアするというようなことも調整しております。

**坂根委員** 夜中とか、参集するのが大変な時もあると思いますが、そのような時は別の対応がある訳ですね。

**庶務課長** 学校ごとに参集職員というのが指定されています。区の職員がすぐ参集して、学校で対応するということになっています。避難所として指定されるような場合は、本部からの指令で避難所に待機する職員がいます。あとは、当然校長と副校長は可能な限りなるべく早く参集するということが防災計画に入っております。

**坂根委員** 前の防災課長の時に自主グループで勉強会をして防災課長に伺ったところ、自助・共助・公助で備蓄は区民のためのもので、帰宅困難者には基本的には渡せないということですよ。

**学務課長** 基本的にはそうですが、なかなか現実的には難しいということで、区としても一定量は帰宅困難者分を備蓄しております。学校は、事業所防災計画に基づいて、努力義務ですが備蓄を行っていくという状況です。実際には、避難者と帰宅困難者が錯綜するようなことも想定して備蓄しております。

**坂根委員** そのことを末端の教職員が分かっているのが心配です。校長や副校長が不在の時にも対応できるように、第1段の管理者、第2段のというように3段階くらいのランク付けをして、学校も中の組織である程度の目安もしておく必要があるのではないかと感じました。

**庶務課長** 学校防災計画の中で、1次参集・2次参集とかで定めています。住所が近い職員や責任者は早く参集するようにしていると思いますが、今のようなご指摘も踏まえて改めて注意喚起をしていきます。地域との関係では、防災拠点会議というものが年に2～3回開かれております。その時には、地域の方と小学校の校長・副校長が参加して話し合っているということですので、情報共有はされていると思います。鍵については、町会の要望に応じて、個別対応しています。いざという時に校庭に入れるように、取り決めをして校門の鍵を貸しているというような町会もあります。

**指導室長** 数年前直接校長として係わっていた立場から申し上げます。実際に地域の方と訓練をすることによって見えてくるものがたくさんあります。例えば、乳幼児を抱えた方がいた場合はどう

するか、或いは外国人がいて生活圏がまったく違う場合には同居させることが可能なのかとか、そういったことも訓練してみて気が付いてくることも多々あると思います。そういったことも拠点会議の場で十分詰めていただきながら、改善していくということが必要になってくると思います。昨年度、副校長に話をさせていただいていますので、またいろいろと改善していきたいと思います。

**横井委員長** 想定されることについては、それぞれの立場でマニュアル化されていると思いますが、想定されていない事態はたくさん起こることも考えられます。そうした時に、自助・共助・公助という考え方で、臨機に対応しなければならないことがたくさんあると思います。校長室には機密書類があるから一切立ち入り禁止が原則ですが、例えば高齢者の方とか収容する場所がなければ、校長室を使用することもあるかもしれない訳ですから、すべてが建前どおりにいかないし、その時にそれぞれの立場の人が責任を持って対応できるように、普段から心構えを持っているということが重要だと思います。

以上で、教育委員会を終了いたします。